

ボイラーを所有している事業者の皆様へ

一般社団法人 日本ボイラ協会

会員・構成員限定

ボイラー・圧力容器安心保険

一般的に補償対象外となるボイラー・圧力容器固有の損害を補償します

POINT

1

腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションや、自然の消耗または劣化^(※1)が進行した結果生じた破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による損害も補償^(※2)

POINT

2

ボイラスケールの進行によって生じた破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による損害も補償^(※2)

POINT

3

修理費実額を、新調達価額^(※3)まで補償

付属機器への補償も可能

POINT

4

日本ボイラ協会会員・構成員^(※4)専用の保険料水準

⚠️ ご注意ください

鋳鉄製部分以外に生じた亀裂損害・ピンホール^(※5)は補償対象外です。

(※1) 日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含む。

(※2) 鋼鉄製のボイラーに生じた亀裂を除く。

(※3) 保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額。この価額には、機械本体の価格に加え、機械を稼働可能な状態に設置するために要する費用(運賃、組立・据付費、試運転調整費等)も含まれます。

(※4) 構成員が保険加入する場合、リスク実態等を考慮し保険料は正会員価格と異なる可能性があります。

(※5) ピンホールは、亀裂が生じているものを指します。ただし、破裂・圧かい・膨出・爆発が生じているものは補償対象です。

さらに

小型貫流ボイラー^(※1)の鋼鉄製部分の 亀裂損害担保特約が新設されました!

ボイラー・圧力容器安心保険では通常補償されない鋼鉄製部分の亀裂損害・ピンホール^(※2)を、引受条件を満たした一部のボイラー^(※1)に限り補償可能とする特約です。

引受条件

保険始期日より2か月以内に日本ボイラ協会の書類審査^(※3)を受け、かつ過去1年分すべての「水質検査レポート^{(※4)(※5)}」にて、以下①～③のすべての条件を満たしていると判断されたボイラー^(※1)に限り付帯可能です。

- ① 製造後10年未満の小型(または簡易)貫流ボイラーであること
- ② 水質管理(ボイラー水、給水)はJIS B 8223:2021の管理値に適合していること(例えば、給水は硬度1以下であること)
- ③ スケール除去・防止機能のあるボイラー水用薬品を使用していること

(※1) 小型ボイラーまたは簡易ボイラーの適用区分に該当する貫流ボイラーを対象とします。小型ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条第4号に定めるボイラーをいいます。簡易ボイラーとは、労働安全衛生法施行令第1条第3号へまたはトに定めるボイラーをいいます。

(※2) ピンホールは、破裂・圧かい・膨出・爆発または亀裂が生じているものを指します。

(※3) 書類審査については裏面をご覧ください。

(※4) 協会が認めた第三者機関による水質検査レポートをいいます。それぞれの検査の間隔が3か月未満であるものに限り、検査の間隔が3か月以上空いている場合および製造後1年未満の場合には、日本ボイラ協会に書類審査を依頼した日から直近3か月分における水質検査レポートとします。

(※5) 水質検査に係る試験方法は、JIS B 8224等の方法によること。

※エコノマイザー部分の損害およびエコノマイザーの損害に起因する事故は補償対象外です。

本制度にご加入できる方は、

一般社団法人 日本ボイラ協会の会員・構成員の方に限られます。協会については裏面をご確認ください▶

一般社団法人日本ボイラ協会とは？

日本ボイラ協会は、ボイラー・圧力容器について幅広いニーズにも応じられる組織として、斯界の指導的な役割をはたしている一般社団法人です。



詳細は、右記二次元コードの読み取り、または、下記URL日本ボイラ協会ホームページよりご確認ください。
<https://www.jbanet.or.jp/>

ボイラー・圧力容器安心倶楽部とは？

無料で加入可能な日本ボイラ協会のメルマガ会員サービスです。定期的にボイラーに関する旬な情報や役立つ情報をお届けいたします。

※ボイラー・圧力容器安心倶楽部の会員は日本ボイラ協会の構成員となります。



詳細は、右記二次元コードの読み取り、または、下記URL日本ボイラ協会ホームページよりご確認ください。
https://www.jbanet.or.jp/form/anshinclub/?utm_source=qr&utm_medium=flyer&utm_campaign=anshin_2408

入会手続き

会員は「正会員」「賛助会員」の2種となっています。
お申込み方法・お問い合わせは、日本ボイラ協会ホームページをご確認ください。

	正会員	賛助会員
会員資格	以下のいずれかで、さらに級別に分かれています。 <ul style="list-style-type: none">●ボイラー及び圧力容器を製造し又は使用するもの●ボイラー及び圧力容器のすえ付け又は整備するもの●ボイラーの運転管理受託事業者●その他ボイラー及び圧力容器又は熱源に関する業務を営むもの	本会の主旨に賛同される方で以下のいずれかとなっています。 <ul style="list-style-type: none">●学識経験者●団体●個人●温水発生機のみ設置者

「小型貫流ボイラーの鋼鉄製部分の亀裂損害担保特約」の書類審査のお申し込み

書類審査をお申し込みの方は、最寄りの東京海上日動の保険代理店にご相談ください。保険代理店経由で以下の必要書類とお申し込みフォームを日本ボイラ協会に送付し、書類審査を実施いたします。日本ボイラ協会の書類審査にて引き受け基準を満たしていると判断されたボイラーのみ特約付帯可となります。

必要書類	書類審査費用
小型貫流ボイラーの鋼鉄製部分の亀裂損害保険特約に係る引受条件確認書、水質分析記録、その他条件を満たしていることを確認するために必要な書類。 ※詳細は、引受条件確認書の記入要領を参照してください。	制度開始初年度(2025年2月1日～2026年2月1日)のお申し込み分につきましては、書類審査費用は無料となります。 ※翌年度以降の書類審査については、費用が発生する可能性があります。

会員・構成員限定の保険制度

※全国中小企業団体中央会の会員である日本ボイラ協会に所属する会員様向けの保険です。

ボイラー・圧力容器安心保険	一般的に補償対象外となるボイラー・圧力容器固有の損害(腐食や自然の消耗、劣化、ボイラースケールの進行によって生じた破裂、爆発、亀裂等)も補償
超ビジネスアシスト (事業活動包括保険) 最大約33%割引	施設が被災した際の修理費や休業損失、賠償責任、サイバーのリスク等にも対応
経営ダブルアシスト (業務災害総合保険) 最大約58%割引	労災事故や、パワハラ・セクハラなどで事業主が訴えられた場合にも対応
休業補償プラン (総合生活保険(GLTD)) 団体割引20%	ケガや病気で長期間働けなくなったときの収入を補償

●「賠償責任リスク」と「事業休業リスク」対策には、全国中小企業団体中央会の「超ビジネスアシスト」へのご加入をご検討ください。
※詳細は取扱代理店にお問い合わせください。

このチラシは「ボイラー・圧力容器安心保険(機械保険)」「超ビジネスアシスト(事業活動包括保険)」「経営ダブルアシスト(業務災害総合保険)」「総合生活保険(GLTD)」の概要についてご紹介したものです。保険の内容の詳細は、各制度のパンフレットと重要事項説明書、およびご契約者にお渡ししている約款をご確認ください。ご不明の点がありましたら代理店にお問い合わせください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

木内インターナショナル株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-9 サン九段ビル2F

TEL:03-3261-6455 FAX:03-3261-6488

担当:木内(ki-bo@kiuchi-inter.com)

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

2024年12月作成 24T-001738